

山梨県産業集積促進助成金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県産業集積促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、県内において製造業等の立地事業を行う者や本社機能移転等を行う者、情報通信業等の立地事業を行う者に対し助成することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、本県経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造業等の立地事業

製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、データセンターその他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業の用に供する工場又は事業所（以下「工場等」という。）を県内に設置する事業をいう。

二 製造業

統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業をいう。

三 試験研究所

自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。

四 バイオテクノロジー利用産業

生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用する産業をいう。

五 物流業

商品の輸送・保管・包装などの事業をいい、日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

六 データセンター

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む）をいう。

七 医療機器分野

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品又は同条第4項に規定する医療機器に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

八 水素・燃料電池関連産業

水素の製造、輸送・貯蔵若しくは利用に関わり、又は水素を化学反応させることにより電力を取り出す燃料電池に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。

九 本社機能移転等

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、知事から認定を受けた者が、計画に基づく本社オフィス又は研究・研修施設を県内に設置又は拡充することをいう。

十 情報通信業等の立地事業

情報通信業等の用に供する事業所（以下、「工場等」に含む。）を県内に設置又は拡充する事業をいう。

十一 情報通信業等

情報処理に関連したサービスを行う事業所をいい、日本標準産業分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するもののうち、デジタル形式のものを制作する事業をいう。

十二 投下固定資産額

工場等の敷地内においてその事業の用に供するため地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下同じ）第13条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）の合計額をいう。ただし、情報通信業等に限り、同条第8号（ソフトウェアに限る。）も含めるものとする。

十三 賃借料

立地事業の用に供する建物及び駐車場等の賃借契約に基づく費用をいう。

ただし、情報通信業等に限り、法人税法施行令第13条第1号から第3号まで、第6号から第8号に掲げる資産（第8号はソフトウェアに限る。）を含めるものとし、ファイナンスリース契約取引に基づくものについては、別に定める。

十四 通信回線使用料

立地事業の用に供するインターネット接続費、専用回線、プロバイダ等の通信回線に係る使用料をいう。

十五 常時雇用労働者

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下同じ。）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。

十六 自社所有地新增設事業

製造業の用に供する工場等を設置する事業であって、その敷地である土地の取得又

は借地権（設定期間が20年以上のものに限る。以下同じ。）の設定の日から3年を超えて当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであるものをいう。

十七 土地の取得日等

土地取得に係る売買契約書に記載された契約締結の日又は借地権設定の日をいう。

ただし、契約締結日前に土地取得費に充当される売買代金の授受があった場合にはその日を土地取得日とする。

十八 企業グループによる立地事業

土地の取得、建物の取得を行う者とその土地、建物を使用して操業を行う者が異なる場合において、両者の関係が完全子会社若しくは連結子会社であるものをいう。

十九 空き工場等取得費

工場、事業所など、すでに建っている建物等を取得する費用をいう。ただし、取得後の改修費用はこれに含まないものとする。

(助成対象)

第4条 この要綱による助成の措置は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者であつて次条の規定により知事の認定を受けたものとする。

一 製造業、物流業又はデータセンターであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに県内において土地を取得し、借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、土地取得後に災害その他の特別の事情により製造業等の立地事業を実施することができない期間があった場合、その期間のうち知事がやむを得ないと認める期間は、土地取得日等から操業開始までの期間に算入しないことができる。

イ 投下固定資産額が3億円以上であること。

ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴つて増加する常時雇用労働者の数が10人（データセンターを設置する事業にあっては、5人）以上であること。

エ 当該土地の所在する市町村（以下「所在市町村」という。）が、別に定める助成制度を有していること。

オ 当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものであること。

二 試験研究所、バイオテクノロジー利用産業その他著しく本県経済の活性化に資するものとして知事が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であつて、前号アからオに掲げる要件の全てに該当するもの。

三 自社所有地新增設事業であつて、第一号イからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの。

四 本社機能移転等を行う者であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに県内に土地を取得、あるいは借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設

を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、本社機能移転等を実施することができない期間があった場合は、第一号アに準ずる。

イ 投下固定資産額が1億円以上であること。

ウ 第一号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

四の二 自社所有地に本社機能移転等を行う者であって、前号イ及びウに掲げる要件に該当するもの

四の三 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、第一号ウ及びオに掲げる要件に該当するもの

五 情報通信業等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 情報通信業等の立地事業の実施のため、建物及び設備機器を取得又は賃借したものであること。

イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。

2 前項各号に該当する場合、企業グループによる立地事業についても、助成対象に含めるものとする。

(立地事業の認定)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、立地事業について、あらかじめ知事の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

2 事業認定を受けようとする者は、操業開始前までに知事に事業認定申請書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、前条第2項に該当する者については、現地で操業する者が提出するものとする。

3 知事は、前項の事業認定申請書を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。

4 知事は、前項の事業認定をしたときは、その旨を事業認定通知書(第2号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(事業認定の辞退)

第6条 前条第3項の規定による事業認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、事業認定辞退届(第3号様式)により、速やかにその旨を知事に提出しなければならない。

一 立地事業を中止し、又は廃止したとき

二 第4条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定による提出を受けたときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第7条 認定事業者は、立地事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、知事の承認(以下「認定変更承認」という。)を受けなければならない。

- 一 立地事業に伴う投下固定資産額及び賃借料の2割を超える増減
- 二 立地事業における業種又は業態の変更
- 2 認定変更承認を受けようとする者は、知事に事業認定変更申請書（第4号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の事業認定変更申請書を審査し適當と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で認定変更承認を行うものとする。
- 4 知事は、前項の認定変更承認をしたときは、その旨を事業認定変更承認書（第5号様式）により通知するものとする。

（操業開始の届出）

第8条 認定事業者は、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（地位の承継）

第9条 認定事業者の地位は、合併その他特別の理由がある場合に限り承継することができる。

- 2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、承継承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承継承認申請書を審査し適當と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で承継の承認を行うものとする。
- 4 知事は、前項の承継の承認をしたときは、その旨を認定事業者の地位を承継しようとする者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 県は、第2条の目的を達成するため、認定事業者に対して、予算の範囲内で次の各号に定める額以内の助成金を交付する。

- 一 第4条第1項第一号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。

ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

| 助成区分 | 助成額 | 助成限度額 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 県内に初めて工場等を設置する場合 | 投下固定資産額に5%（空き工場等取得費については2.5%）を乗じた額 ただし、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値をえた率を乗ずるものとする。 | 7.5億円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は15億円 |
| 2 1以外の場合 | | 3億円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は7.5億円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は5億円 |

二 第4条第1項第二号及び第三号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。

ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

| 助成区分 | 助成額 | 助成限度額 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 県内に初めて工場等を設置する場合 | 投下固定資産額に2.5%を乗じた額 ただし、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値をえた率を乗ずるものとする。 | 7.5億円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は15億円 |
| 2 1以外の場合 | | 3億円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は7.5億円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は5億円 |

三 第4条第1項第四号から第四号の三までに係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。

ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

| 助成区分 | 助成額 | 助成限度額 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1 新たに土地等を取得する場合 | 投下固定資産額に10%を乗じた額（空き工場等取得費については5%） ただし、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値をえた率を乗ずるものとする。 | 1億円 |
| 2 自社所有地の場合 | 投下固定資産額に5%を乗じた額 ただし、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値をえた率を乗ずるものとする。 | 1億円 |
| 3 建物等の賃借の場合 | 賃借料の1/2の額（操業開始から3年間に限る） | 年1,000万円 |

四 第4条第1項第五号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。

ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

なお、助成区分のいずれにも該当する場合には、双方の額を合算する。

| 助成区分 | 助成額 | 助成限度額 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1 建物及び設備機器を取得する場合 | 投下固定資産額に7%を乗じた額 ただし、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。 | 1億円 |
| 2 建物及び設備機器等を賃借する場合 | 賃借料又は通信回線使用料の合計の1/2の額（操業開始から3年間に限る） | 年1,000万円 |

- 2 立地事業が県内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における前項各号の規定の適用については、同項各号中「投下固定資産額」とあるのは「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供している家屋及び償却資産の固定資産評価額を控除したもの）」とする。

(分割交付)

- 第11条 知事は助成金の交付の決定に当たり、助成金額が五億円を超える場合には、その支払が単年度五億円を超えない範囲で分割するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による助成金の交付を分割して受ける者が第5条の規定により認定を受けた立地事業により設置した工場等の操業等（以下「工場等の操業等」という。）を休止し、又は廃止したときは、以後の助成金の支払を行わないものとする。

(助成金の交付申請)

- 第12条 助成金の交付を受けようとする者は、操業開始の届出の日から1年以内に、助成金交付申請書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。
- 一 土地又は借地権の取得を証する書類
 - 二 工場等の概要を明らかにした書類
 - 三 工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書及び領収書などの投下固定資産額及び賃借料を証する書類
 - 四 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加した常時雇用労働者の数を証する書類
 - 五 第5条第4項及び第7条第4項の規定による通知の写し
 - 六 立地事業が別表1に規定する加算要件に該当する場合は、それを証する書類
- 2 複数年にわたって交付決定を行う必要のある立地事業については、年度ごとに交付申請を行うものとし、前項に定める必要書類のうち前項第三号から第五号までの書類を添付して申請を行うものとする。

(助成金の交付決定)

- 第13条 知事は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

2 第1項の助成金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による交付額の確定の通知を兼ねるものとする。

(助成金の実績報告)

第14条 規則第12条第1項の規定による報告は、第12条の助成金交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(状況報告)

第15条 認定事業者は助成金の交付を受けた日から次の日を基準日として事業状況報告書（第8号様式）により知事に報告しなければならない。

- 一 1年が経過した日
- 二 2年が経過した日
- 三 3年が経過した日
- 四 4年が経過した日
- 五 5年が経過した日

2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

第16条 知事は、交付決定の通知を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるとときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第17条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の一部の返還を命ずることができる。

- 一 次条第1項で定める期間内に工場等の操業等を休止し、又は廃止したとき。
- 二 次条第1項で定める期間内に事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更をしたとき
- 三 次条第1項で定める期間内に投下固定資産（第10条の規定による助成金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。）を処分したとき。

(操業継続期間等)

第18条 認定事業者は、第4条第1項各号に掲げる要件を満たす立地事業を操業開始から10年間継続して営むよう努めなければならない。

2 認定事業者は、第13条第1項の規定による助成金交付決定書に記載された「増加する常時雇用労働者の数」以上の労働者数を同項の規定による通知の日から3年間維持す

るよう努めなければならない。

(休止等の事前協議)

- 第19条 認定事業者は、前条第1項に定める期間内に次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について、休止等の事前協議書（第11号様式）により知事に届け出て、協議を行わなければならない。
- 一 工場等の操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。ただし、倒産の場合を除く。
 - 二 事業の縮小、外注化、転換等により、解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整を行うとき又は業種、業態の著しい変更をしようとするとき。
 - 三 投下固定資産を処分しようとするとき。

(県と所在市町村との連携)

- 第20条 県と所在市町村は、第2条の目的が達せられるよう、連携を密にするものとする。

(雑則)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第4条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第12条の規定による申請及びこれに対する処分について適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第12条の規定による申請及びこれに対する処分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、平成28年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨県産業集積促進助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、令和2年4月1日以後に新要綱第5条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨県産業集積促進助成金交付要綱第5条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表1

| 加算要件 | 加算値 |
|----------------------------------------------|-------------|
| 成長分野 (第4条第1項第一号から第三号までに係る立地事業が右欄のいずれかに該当) | 医療機器分野 |
| | 水素・燃料電池関連産業 |
| | 物流業 |
| | データセンター |
| 高付加価値創出事業(※1) | 3% |
| 第4条第1項第一号から第四号の三までに係る立地事業における県外からの新規雇用者 | 5人以上 |
| | 10人以上 |
| 第4条第1項第五号に係る立地事業における県外からの新規雇用者 | 1人以上 |

※1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第24条の規定に基づき課税の特例の適用がある承認地域経済牽引事業をいう。